

議案第161号

静岡市公衆浴場法施行条例の一部改正について

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月15日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

静岡市公衆浴場法施行条例（平成24年静岡市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ただし書中「並びに」の次に「水着その他の」を加え、同条第2号に次のただし書を加える。

ただし、水着その他の衣類を着用する者のみを入浴させるその他の公衆浴場の浴室については、この限りでない。

第4条第3号カに次のただし書を加える。

ただし、その他の公衆浴場のうち主たる浴室がサウナ室であるものについては、湯栓を設けないことができる。

第4条第6号中アを削り、イをアとし、同号ウ中「又はサウナ設備」を削り、同ウを同号イとし、同号エ中「又はサウナ設備内」を削り、同エを同号ウとし、同号中オをエとし、カをオとし、同条第16号中「及び」の次に「水着その他の」を加える。

第5条中「前条第2号」の次に「(ただし書を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。